第一一号様式記載上の注意(31)ｂ中「最近事業年度等」を「最近事業年度及び(68)ただし書により中間貸借対照表を掲げた場合には、当該中間貸借対照表に係る中間会計期間」に改め、同記載上の注意(31)ｂに次のように加える。

また、(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間において、生産、受注及び販売の実績について著しい変動があった場合には、その内容を記載すること。

第一一号様式記載上の注意(55)中「最近連結会計年度等（連結財務諸表を作成していない場合には最近事業年度等）」を「最近連結会計年度及び(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間（四半期財務諸表等規則第３条第７号に規定する四半期連結累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間連結貸借対照表を掲げた場合にあっては当該連結会計年度の中間連結会計期間（以下この様式において「最近連結会計年度等」という。連結財務諸表を作成していない場合には、最近事業年度及び(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合にあっては当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間（四半期財務諸表等規則第３条第６号に規定する四半期累計期間をいう。以下この様式において同じ。）又は中間貸借対照表を掲げた場合にあっては当該事業年度の中間会計期間（以下この様式において「最近事業年度等」という。））」に改め、同記載上の注意(58)ａ中「四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結決算日現在、」を削り、「含む」の次に「。以下このａにおいて同じ」を加え、同記載上の注意(58)ａに次のように加える。

また、(61)ただし書により四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間において、主要な設備に関し、次に掲げる場合に該当するときは、それぞれ次に定める内容を記載すること。

(a)　新設、休止、大規模改修、除却、売却等により著しい変動があった場合　その内容

(b)　最近連結会計年度末において計画中であった新設、休止、大規模改修、除却、売却等について著しい変更があった場合　その内容

第一一号様式記載上の注意(58)ｂ中「四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期決算日現在、」を削り、同記載上の注意(58)ｂに次のように加える。

また、(68)ただし書により四半期貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期貸借対照表に係る四半期累計期間において、主要な設備に関し、ａに準じて記載すること。

第一一号様式記載上の注意(59)ａ中「第19条第２項第９号の２」を「第19条第２項第９号の４」に改め、同記載上の注意(61)中「四半期連結貸借対照表（」の次に「四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除き、」を、「中間連結貸借対照表」の次に「（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）」を加え、同記載上の注意(62)を次のように改める。

(62)　連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書

最近連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書(60)ａにより最近２連結会計年度連結財務諸表を記載する場合は、最近２連結会計年度の連結損益計算書及び連結包括利益計算書又は連結損益及び包括利益計算書）を掲げること。なお、連結損益計算書及び連結包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益計算書及び連結包括利益計算書」と、連結損益及び包括利益計算書を掲げる場合にあっては項目名として「連結損益及び包括利益計算書」と記載すること。

ただし、(61)ただし書に規定する四半期連結貸借対照表を掲げた場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除く。以下この(62)において同じ。）を併せて掲げること。この場合において、四半期連結財務諸表規則に定めるところにより当四半期連結会計期間に係る四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書も併せて掲げること。なお、指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合には、当該四半期連結貸借対照表に係る四半期連結累計期間及び四半期連結会計期間の四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書又は四半期連結損益及び包括利益計算書を掲げること。

また、(61)ただし書に規定する中間連結貸借対照表を掲げた場合（特定事業会社が中間貸借対照表を掲げた場合を含む。）には、当該中間連結貸借対照表に係る連結会計年度の中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書又は中間連結損益及び包括利益計算書（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）を併せて掲げること。

第一一号様式記載上の注意(63)中「中間連結株主資本等変動計算書」の次に「（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）」を加え、同記載上の注意(64)中「四半期連結累計期間」の次に「（指定国際会計基準により四半期連結財務諸表を作成した場合に該当しないときは、当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間である場合又は当四半期連結会計期間が第２四半期連結会計期間以外の四半期連結会計期間である場合であって、四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書を作成したときに限る。）」を、「四半期連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「（四半期連結財務諸表規則第５条の３に規定する比較情報を除く。）」を、「中間連結キャッシュ・フロー計算書」の次に「（中間連結財務諸表規則第４条の２に規定する比較情報を除く。）」を加え、同記載上の注意(66)ｃを削り、同記載上の注意(66)ｄ中「提出会社が、」を「提出会社が、最近連結会計年度において」に、「各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間（以下このｄにおいて「最終四半期連結会計期間」という。）を含む。）に係る次に掲げる項目の金額について、四半期連結会計期間」を「各四半期連結累計期間（当該提出した四半期報告書に係る四半期連結累計期間に限る。）に係る(a)から(d)までに掲げる項目の金額及び最近連結会計年度に係る(a)及び(e)から(g)までに掲げる項目の金額について、各四半期連結累計期間、最近連結会計年度」に改め、同記載上の注意(66)ｄ(c)中「（最終四半期連結会計期間に係る税金等調整前四半期純利益金額又は税金等調整前四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）」を削り、同記載上の注意(66)ｄ(e)中「（最終四半期連結会計期間に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）」を削り、同記載上の注意(66)ｄ(f)中「記載」を「注記」に改め、「（最終四半期連結会計期間に係る１株当たり四半期純利益金額又は１株当たり四半期純損失金額については、これらに準じて算出したもの）」を削り、同記載上の注意(66)ｄに次のように加える。

(e)　税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額（連結財務諸表規則第64条の規定により記載しなければならない税金等調整前当期純利益金額又は税金等調整前当期純損失金額をいう。）

(f)　当期純利益金額又は当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条第４項の規定により記載しなければならない当期純利益金額又は当期純損失金額をいう。）

(g)　１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額（連結財務諸表規則第65条の２第１項の規定により注記しなければならない１株当たり当期純利益金額又は１株当たり当期純損失金額をいう。）

第一一号様式記載上の注意(66)中ｄをｃとし、この次に次のように加える。

ｄ　ｃに規定する事項を記載する場合には、最近連結会計年度における各四半期連結会計期間（当該連結会計期間の最後の四半期連結会計期間を含む。以下このｄにおいて同じ。）に係るｃの(d)に掲げる項目の金額（各四半期連結累計期間に係るｃの(d)に掲げる項目の金額に準じて算出したもの）について、各四半期連結会計期間の順に記載すること。